

○給食費の日割計算及びその他の計算方法について

日割り計算となるケース

①児童・生徒、園児の死亡、転出または転入による場合

※町内転居者については、1ヶ月分で調整し、転居前・転居後の在籍比率の多いところで徴収する。

②病気または事故その他の事由で連続して5授業日以上欠食した場合で、あらかじめ学校給食停止願を提出した場合

(例) 5 月		6 月	
日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土	
		1 2	
3 ④ ⑤ ⑥ 7 8 9		7 8 9 10 11 12 13	
10 11 12 13 14 15 16		14 15 16 17 18 19 20	■は給食の
17 18 19 20 21 22 23		21 22 23 24 25 26 27	停止を希望
24 25 26 27 28 29 30		28 29 30	した日
31			

※給食停止願の届け出の日から5授業日後までについては給食を受けたものとみなします。

- ・ 5月 15日届出の場合は25日から27日までの3日間が給食を受けていない期間となり、残りの15日間が日割り計算の対象となります。5月 8日届出の場合は、18日から27日までの8日間が給食を受けていない期間となり、残りの10日間が日割り計算の対象となります。
- ・ 6月 12日届出の場合は22日と23日が給食を受けていない日となり、残りの20日間が日割り計算の対象となります。この場合、小学生では20日×230円=4,600円となり月額(4,100円)を上回ってしまうので、給食費は4,100円となります。6月については喫食日数が多いため、このような計算となります。6月 9日に届け出をした場合は、5授業日後の17日から5日間が給食を受けていない期間となるため、残りの17日間が日割り計算の対象となり、6月の給食費は17日×230円=3,910円となります。

(例) 5 月		6 月	
日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土	
		1 2	
3 4 5 6 7 8 9		7 8 9 10 11 12 13	
10 11 12 13 14 15 16		14 15 16 17 18 19 20	■は給食の
17 18 19 20 21 22 23		21 22 23 24 25 26 27	停止を希望
24 25 26 27 28 29 30		28 29 30	した日
31			

- ・ 6月全て給食を受けない場合は、5月 22日までに届け出ることで6月の給食費が0円となります。

③中学3年生の3月分の給食費

④幼稚園年少児の4月分の給食費

⑤非常勤講師等において、勤務日数が週3日以内の場合